

まじめなガス 東京プラン
(東京ガスエリア分)
(主契約料金表)

2026年10月1日実施

HTBエネルギー株式会社

ガス料金その他の供給条件の内容

まじめなガス東京プラン（東京ガスエリア分）

1 対象となるお客さま

ガス需給約款の適用を受け、東京瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を継続して請求でき、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 ガ ス 料 金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が86,100円を下回る場合は、別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が86,100円を上回る場合は、別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお、使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合には料金表Eを、使用量が800立方メートルをこえる場合には料金表Fを、それぞれ適用いたします。

(1) 料 金 表 A

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	881円73銭
-------------	---------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メートル に つ き	165円69銭
------------------	---------

(2) 料 金 表 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	1,169円82銭
-------------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メートル に つ き	151円28銭
------------------	---------

(3) 料 金 表 C

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	1,340円54銭
-------------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	149円15銭
-------------	---------

(4) 料 金 表 D

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	1,980円74銭
-------------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	145円95銭
-------------	---------

(5) 料 金 表 E

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	6,248円74銭
-------------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	137円41銭
-------------	---------

(6) 料 金 表 F

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	12,223円94銭
-------------	------------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	129円94銭
-------------	---------

3 日 割 計 算

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1ヵ月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備考)

- ①基本料金は、料金表における基本料金
- ②日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

料金表における基準単位料金又は料金表の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、料金表における適用基準と同様といたします。

4 そ の 他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、2026年10月1日以降に最初に到来する検針日の翌日より開

始するガス料金の算定期間から実施いたします。

別 表（原料費調整）

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A＝各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格

B＝各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格

$$\alpha = 0.9088$$

$$\beta = 0.0987$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1トン当たりの平均原料価格が86,100円を下回る場合

原料費調整単価

$$= (86,100\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が86,100円を上回る場合

原料費調整単価

$$= (\text{平均原料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整

単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日 までの期間	料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日 までの期間	料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日 までの期間	料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日 までの期間	料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日 までの期間	料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日 までの期間	料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日 までの期間	料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日 までの期間	料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日 までの期間	料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）に属する料金算定期間

毎年10月 1 日から12月31日 までの期間	料金算定期間の末日が3月1日から3 月31日に属する料金算定期間
毎年11月 1 日から翌年の 1 月31日までの期間	料金算定期間の末日が4月1日から4 月30日に属する料金算定期間
毎年12月 1 日から翌年の 2 月28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2 月29日までの期間）	料金算定期間の末日が5月1日から5 月31日に属する料金算定期間

(4) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き	8 銭 1 厘
---------------------	---------

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (1) の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均L N G 価格、1トン当たりの平均L P G 価格および1 (2) によって算定された原料費調整単価を、当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。